

○福岡大学病院長選考規程

平成31年1月7日

制定

平成31年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡大学病院長(以下「病院長」という。)の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 病院長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

2 学長は、前項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに病院長の選考を行うものとする。

(病院長の資質・能力)

第3条 病院長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
- (3) 特定機能病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者

2 前項に定める要件の具体的な内容は、福岡大学病院長候補者選考基準(以下「選考基準」という。)において定める。

(候補者選考会議の設置)

第4条 学長は、病院長の選考にあたり、福岡大学病院長候補者選考会議(以下「候補者選考会議」という。)を設置する。

2 学長は、候補者選考会議を設置したときは、教学協議会の議を経て速やかに委員を選定し、委員名簿に選定理由を添えて公表するものとする。

3 学長は、候補者選考会議に対し、次の事項を要請する。

- (1) 選考基準案の策定
- (2) 原則として3人の病院長候補者の推薦

4 候補者選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(選考基準の決定)

第5条 学長は、教学協議会の議を経て、候補者選考会議が策定した選考基準案を選考基準として決定し、これを公表するものとする。

(病院長適任者として推薦する者の決定)

第6条 学長は、候補者選考会議から病院長候補者の推薦があったときは、教学協議会及び経営協議会の議を経て、病院長候補者のうちから病院長適任者として理事長に推薦する者1人を決定する。この場合において、学長は推薦理由を明らかにした上で、あらかじめ教学協議会及び経営協議会に諮るものとする。

2 病院長適任者として推薦する者を決定するにあたり、学長が必要と認めるときは、学長は病院長候補者との面談を行うことができる。

(病院長の公示)

第7条 学長は、福岡大学役職員選任規程第10条第1項の規定により次期病院長が決定したときは、別記様式により速やかに公示するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教学協議会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、病院長の選考に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 福岡大学病院長選出規程(昭和48年11月20日制定)は、廃止する。

附 則(令和3年3月29日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月26日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

公 示

福岡大学役職員選任規程に基づき、次期病院長を決定したので、福岡大学病院長選考規程第7条の規定により下記のとおり公示する。

記

- 1 次期病院長氏名

- 2 着任予定年月日

- 3 選考過程及び選考理由
【選考過程】

【選考理由】

以 上

年 月 日
福岡大学長

